

【KT-report 22】 「ごみ集積所」の管理・運営に係る課題と提案

上桜田町内会（以下「本会」という）においては、約 500 世帯（持ち家 300 世帯＋借家・アパート 222 戸）を 21 ブロックに分割し、隣組みを構成しています。この中にごみ集積所は 13（？）個所を設置しています。私が以前に係ったトラブルとして、不法投棄による回収されないごみが時々発生し、その処理に困惑した隣組長から相談されたことです。近年、本会のある所で、隣の屋敷にあるごみ集積所から悪臭が出るので撤去・移動しろという苦情めいた話が持ち上がっているとのこと。

ごみ収集に係る大前提を確認して置きます。山形市のごみ収集は、山形市条例に基づき、ごみ集積所が「山形市ごみ集積所の設置及び維持管理に関する要綱」に合致し認定されたものだけを対象とし行います。そのためごみ集積所の維持修繕は、年会費を納入した会員で構成する本会が所要の費用支出を以て行い管理しています。よって、山形市は収集のみであり、会員でかつ掃除当番に入っている人（世帯）だけに使用权があります。

ちょっと脇道にそれますが、本会に入会していない（年会費を払っていない）非会員との関連です。本会エリアに居住しながら非会員がいるようです、詳細は分からないが、ごみ処理はどうしているのだろうか。きっと、本会管理のどこかに廃棄しているのではないだろうか、と疑っています。本会提供の自治サービスへのただ乗り（便乗）は絶対に許さないと言う決意は必要です。

さて、次に移る前に隣組長の業務を確認します。本会細則に図(表)－1 のとおりとなっています。

細則（組長の業務）

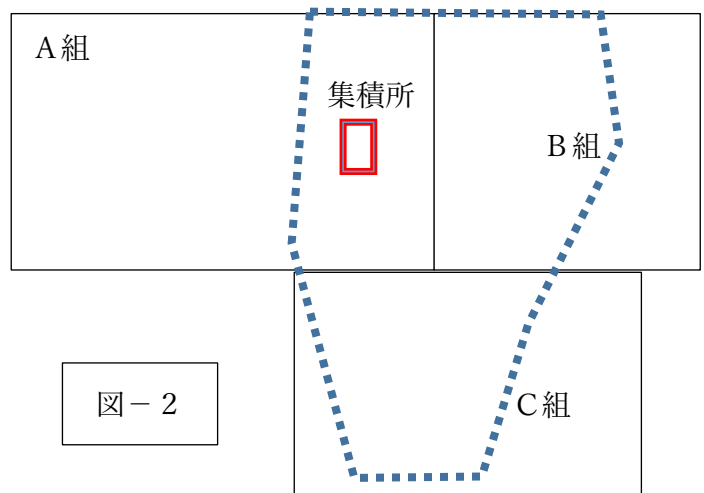
第 5 条 規約第 7 条に定める組長の主な業務は、市広報誌等の配布および文書の回覧、会費・募金などの徴収、冠婚葬祭の連絡、ゴミ集積所への不法投棄監視と処理、その他町内会事業への支援と会員との連絡調整に関する事項とする。

図(表)－1

それはそのとおりですが、**問題は^{また}跨いで使用している場合**です。そこで、図－2 のような利用――集積所は A 組エリア内にあり、A 組 3 世帯、B 組 10 世帯、C 組 7 世帯で利用している場合、ごみ集積所の組長業務の「ゴミ集積所への不法投棄監視と処理」は誰が行うのですか？ 集積所は A 組エリア内にあるので A 組長がその任に当たれとなった場合、承服しますか？ なお、現在は、規約類に明記されていないが、A 組長がその任に当たるものでしょう？

要するに、本会ごみ集積所 1 個所を複数の隣組が利用している、あるいは、隣組の枠を越えて 1 個所を利用している実態にあります。こうした中で、現場対応に係り次の 3 つの課題があると思います。

- ① 会員が新入会員として増えたり、転居で減ったりした場合、掃除当番の組み方と当番表の作成を誰が責任を持って行うのか。
- ② 不法投棄があった場合、誰が責任を持って処理（後始末や注意喚起の周知など）するのか。



図－2

③ 『臭い』等集積所の構造や配置に係る苦情・要望があった場合、誰が対応するのか。

これらをきちんと整備して置かないと、問題が放置されたり、ごみ集積所と周囲の環境衛生が乱れる恐れがあります、そうなれば、同所の土地を提供して下さっている地権者から撤去要請を受けないとは限りません。ごみ処理問題は世によくある「総論賛成、各論反対」のシンボリック存在です、ゴタゴタがあれば、同地権者から見放されます。本会執行部は危機感を以て事前にトラブル回避対策を整備して置く必要があると思います。

3. そこで対策についてです。

まず、小規模アパート対応について整理しておきます。「山形市ごみ集積所の設置及び維持管理に関する要綱」第2条を図(表)－3に抜粋します。市収集は10世帯以上が一つの目安です。そこで、10世帯未満の小規模アパートで、かつ敷地内に専用のごみ集積所を設置していない処に対する掃除当番の充て方について考察します。

(ごみ集積所の設置基準)	
第2条 ごみ集積所は、利用世帯数が10世帯以上につき1箇所を基準として設置できるものとする。 ただし、市長がこの基準によりがたいと認めるときは、この限りでない。	
図(表)－3	

私が隣組長であった時の体験を紹介します。私達が利用するごみ集積所エリアに4戸のアパート「アーバンスタジオ」がありますが、この敷地内にはごみ集積所(ごみBOX)がありません。しかし、本会管理の当該集積所を使用する実態に鑑みて大家に掛け合う必要があると判断しました。同アパートに入居が始まって間もない頃の平成22(2210)年5月に、大家の(株)クリエイト礼文/賃貸管理部と交渉・協議し、掃除当番に入って貰うことにしました。大家から入居者に通知貰うこととし、今でも掃除当番を回しています。

このような交渉は誰が行うのかということです、規約等には明記されていません、ウヤムヤ状態です、本来は環境衛生部長でしょう。そこでごみ処理に係る同部長の職務について、本会の細則に図(表)－4のとおり明文化する必要があると提案します。

細則 第4条	現 行	改正(案) 下線部分が追加・修正箇所
環境衛生 部長	不法投棄巡回監視、ゴミ集積所整備、・・・その他環境衛生に関する事項とする。	不法投棄巡回監視、ゴミ集積所管理(設備の整備、小規模アパート大家との掃除当番に係る協議、ゴミ集積所の維持に係る隣組調整)、・・・その他環境衛生に関する事項とする。
図(表)－4		

さらに、同集積所そのものの維持管理に係るルールについて、図(表)－5のような内容を細則に織り込み、細則の条を新規追加し、明文化する必要があると提案します。特に非会員の無断使用防止のためには施錠装置が重要となります。

(ごみ集積所の管理・運営) [細則、条を新規追加]

第〇〇条 ごみ集積所の適正な管理・運営を図るために次による。

- (1) 本会で設置したごみ集積所は、本会の会員かつ掃除当番に入った世帯のみに使用权がある。
- (2) 1 個所を複数の隣組が利用している場合、掃除当番の組み方および当番表の作成は、環境衛生部長がリーダーとなり関係隣組長と協議して決定する。
- (3) 掃除当番は、1 週間交代とする。なお、当番者が不都合な場合は次の人と当事者同士で相談する。なお、当番はバインダーを以て見える形で引き継ぎをする。
- (4) 不法投棄等の諸トラブル発生時、その情報を知った隣組長は、あるいは注意喚起などの啓発周知が必要と判断した隣組長は、環境衛生部長に連絡し、上記(1)に準じて対処する。
- (5) 小規模アパート対応については、上記に準じて行う。
- (6) ごみ集積所には、ダイヤル式の鍵を取り付ける。

図(表)－5

掃除当番をリスト化して整備して置くことの意味は、あらためて、

{ ①環境衛生を図ること
②使用权のある人をお互いに確認し合うこと } です。

掃除当番の組み方について、現在、一部においては、予め、一定期間月日を指名している処もあるようだが、忘れるという心配大であります。バインダーを回すなど見える形で引き継ぎをするのが最適です。

4. 掃除当番作成のひな型を下表に示します、本会内のやり方を統一すべきと思います。

8 組は 2020(令和 2)年度から実施しています。

(1) バインダーの表紙に貼り付ける利用者名簿の例示です。

順 番	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦ 101	⑧ 102	⑨ 221	⑩ 222
氏名 (敬称略)							〇〇〇アパート (小規模アパート)			
利用者 隣組	A 組			B 組		C 組				

(2) 掃除当番実施結果表の例示です。責任を以て実施したことを署名捺印することでお互いの信頼関係を醸成することとします。

当番期間 月/日～月/日(自署)	点検結果(異状の有無)	当番者自署	認印

(end)